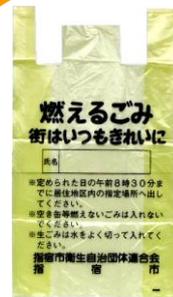


燃えるごみ

指定ごみ袋（黄色）で、必ず氏名を書いて出しましょう。



● 燃えるごみとは

生ごみ、リサイクルできない紙くず（ティッシュペーパーや紙コップなど）、衣類など、燃やすことができるごみのことです。

● 燃えるごみの出し方の注意

① 生ごみの水はよく切って出しましょう。

・水を切ることで、ごみの減量や防臭効果があります。

生ごみは水をよく
切りましょう。



② 先のとがったもの（竹串や折れた木片など）は、紙や布などに包んでから袋に入れましょう。

・ごみを持ち運ぶときのけがの防止になります。



③ 草や木は、土を落として枯らしてから出しましょう。

・枯らしてから出すことで、焼却処理が容易になります。

④ 大きなものは、長さ 100cm、幅 100cm 以内にして出しましょう。

・特大の指定ごみ袋に入らないものは、粗大ごみの収集に出すか、直接、ごみ処理施設に持ち込んでください。

⑤ 引っ越しなどにより多量に出るごみは、直接、ごみ処理施設に持ち込むか、ごみの収集業者に依頼してください。

・多量のごみをステーションに出すと、交通安全上の問題や、収集作業への支障が生じますのでご協力ください。

Q. 布団やたんす(木材)なども燃えるごみで出せますか？

A. 分解するなどして燃えるごみ袋に入るのであれば、燃えるごみに出してください。特大の指定ごみ袋に入らない場合は粗大ごみとして出してください。